

令和2年度京都市における次期各区基本計画策定に向けた 取組支援業務委託に係るプロポーザル募集要項

本市では、現行の各区基本計画に係る計画期間が令和2年度末に終了することを踏まえ、各区の個性を生かした魅力ある地域づくりの新たな指針となるべく、区民の意見を反映した次期各区基本計画を策定することとしており、計画の策定に向けた取組について支援いただく業者を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、必ず詳細を仕様書で確認し、各事項を御承知のうえ、御応募ください。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和2年度京都市における次期各区基本計画策定に向けた取組支援業務

(2) 委託内容

別紙「令和2年度京都市における次期各区基本計画策定に向けた取組支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託業務の履行期間

契約の日の翌日から令和3年3月31日まで

(4) 委託予定金額の上限額

19,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 支払条件

委託業務完了後、受託者の請求により委託金の支払いを行う（前払及び部分払いは行わないものとする。）。

2 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- ① 参加申出書の提出時点で京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ③ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ④ 過去5年間において、地方公共団体における基本計画策定業務の受託実績を有すること。
- ⑤ 本業務の遂行に当たり、連絡、調整、打ち合わせ等に際して迅速に対応できる体制を有していること。

3 応募手続等

(1) 提出書類

本件プロポーザルへの参加に当たっては、次の書類を提出すること。

(各種様式や提出書類が複数枚になる場合、様式又は資料ごとにまとめ、左上ホッチキス留めとすること。)

① 参加申出書 1部 <第1号様式のとおり>

② 企画提案書 10部

- ・ 原則としてA4縦に横書きで、表紙等を含め15枚以内(両面印刷)とする。
- ・ 仕様書に基づき、実施体制や想定スケジュール、各社のアピールポイントを簡潔に記載する。
- ・ 企画提案者を特定できる情報(会社名、代表者名、社章、ロゴ等)は記載しない。

③ 実績調書 10部 <第2号様式のとおり>

- ・ 過去5年間における本業務の類似業務の実績・成果及びその成果物等
- ・ 過去3年間における本市発注業務の受託実績があれば、受託業務名・受託金額及びその成果物等

※ 該当する実績が多数ある場合は、各3件まで記載する。

④ 見積書(様式適宜) 10部(原本1部及び複写9部)

- ・ 代表者による記名押印のうえ、積算内訳を明確に記載する。

(2) 提出方法

「7 担当部署」への郵送又は持参とする。

郵送の場合は、必ず到着確認を行うこと。また、持参の場合は、担当部署まで事前に電話連絡を入れたうえで持参すること。

(3) 提出期限

令和2年3月9日(月) 午後5時(郵送の場合は必着)

4 本件プロポーザルに関する質問及び本市からの回答

(1) 質問書の提出(第3号様式)

<提出方法>

持参又は電子メールにより「7 担当部署」に提出すること。

持参の場合は、担当部署まで事前に電話連絡を入れたうえで持参すること。また、電子メールの場合は、必ずメールの送付確認を行うこと。

<提出期限>

令和2年2月25日(火) 午後5時(電子メールの場合は必着)

(2) 本市からの回答

質問に対する回答は、上記提出期限までに質問書を提出した事業者に対し電子メールで送付するとともに、本市ホームページに掲載する。

(3) その他

質問書による質問以外の方法(電話、ファックス等)、また応募状況、審査に関する問い合わせには一切応じない。

5 受託候補者の選定

(1) 選定方法

- ア 応募書類一式を本市に提出した事業者に対してヒアリングを実施し、提案書の内容に関するプレゼンテーション及び質疑応答を行う。
- イ 提出された提案書及びヒアリングの内容を項目ごとに評価し、提案の順位を決定する。
- ウ 第1順位の提案を行った事業者を受託候補者として選定する。ただし、受託候補者と契約の合意に達しなかった場合や本業務を適切に履行することができないと認められるときは、次点の事業者を受託候補者として選定する。
- エ 提案者が1者であっても、評価点の合計が満点の6割以上の場合は、当該提案者を受託候補者とする。
- オ 提案書の内容が本市の要求する水準に達していないと認められる場合は、ヒアリングを行うことなく、非選定とすることがある。

(2) 受託候補者選定委員

審査については、以下の委員が行うものとする。

文化市民局地域自治推進室長

文化市民局地域自治推進室 地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長

文化市民局地域自治推進室 区政推進課長

区役所地域力推進室 企画課長 (区の代表として1名)

(3) ヒアリングの実施

提出された提案書に基づき、ヒアリングを次のとおり実施する。

<日 時> 令和2年3月23日(月) 時間未定

<場 所> 京都市役所内会議室

<時 間> 40分間程度(プレゼンテーション20分, 質疑応答20分)

(4) 評価項目，評価基準等

評価項目及び評価のポイントについては，次のとおりとする。

| | 評価項目 | 評価のポイント | 配点 |
|-----------|---------------------------|--|-----|
| 提案内容の評価 | ①提案内容 | 提案書について，本件業務の趣旨を理解しており，実現性の高いものか。 | 20点 |
| | | 区民まちづくり会議の役割を十分理解し，運営補助について効率的で具体的な提案をしているか。 | 10点 |
| | | 次期区基本計画素案の作成に向け，区民の意見を取り入れた具体的な提案をしているか。 | 10点 |
| | ②京都市政の理解度 | 京都市政を十分理解したうえでの提案書の内容か。 | 10点 |
| | ③資料作成能力 | 的確で分かりやすい資料等を作成する能力があるか。 | 10点 |
| | ④実施体制 | 仕様書に定められた業務を安定的に実施することができる実施体制か。 | 10点 |
| | ⑤業務実績 | これまでに本業務に類似又は関連する業務を実施した実績がどれだけあるか。 | 10点 |
| 受託希望金額の評価 | 受託希望金額がより低く設定されているか。 | 10点 | |
| その他 | 京都市の区域内に本店又は主たる事務所を有しているか | 10点 | |

- ・ 採点はA～Eの5段階とする。
- ・ 項目ごとに，以下の配点に基づき，採点結果に応じた点数を付与する。
 【配点20点の項目】A：20点，B：16点，C：12点，D：8点，E：4点
 【配点10点の項目】A：10点，B：8点，C：6点，D：4点，E：2点
- ・ 受託希望金額の評価については，最低希望金額に満点（10点）を付与し，それ以外の希望金額については，次式により算出した点数を付与する。

$$\text{最低希望金額} / \text{受託希望金額} \times \text{満点（10点）} \quad \text{〈小数第2位を四捨五入〉}$$

(5) 選定結果の通知及び公表

ア 選定結果については，令和2年3月26日（木）に，全参加事業者あての電子メールにより通知する。

なお，選定結果についての異議は受け付けない。

イ 選定結果を通知した後，各応募者の名称，評価点及び契約の相手方を選定した理由をホームページに公表する。

6 注意事項

- (1) 以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
 - ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかった場合
 - イ 提出書類内容に虚偽の記載があると認められる場合
 - ウ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 見積金額が、委託金額の予定上限額を上回った場合
 - オ 受託候補者選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - カ その他、本要項及び仕様書の応募に関する条件に違反した場合
- (2) 提出書類の作成及び応募手続きに要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類については、返却しないものとする。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により、本市の承諾を得た場合の他は認めないものとする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (6) 本件調達に係る予算が成立しないときは、契約は締結しない。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を本市に請求することはできない。

7 担当部署

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所内（分庁舎地下1階）
京都市文化市民局地域自治推進室
（区政推進担当：松井，荒木）

Tel (075) 222-3048

Fax (075) 222-3042

E-Mail kusei@city.kyoto.lg.jp